

基本方針案策定にあたっての関連資料

資料1 【習志野市で活動している市民活動団体の主な分野別事例】

※この事例は習志野市市民協働インフォメーションルームに登録している団体および市内に事務所を置く特定非営利活動法人の活動内容から作成しました。

No.	分野	主な事例
①	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	健康チェック（指導・相談等）、在宅介護の支援、介護についての相談、障がいについての情報交換・啓発、高齢者のグループリビング、外出困難な方々の外出支援、障がい者の居宅支援・地域生活支援、各種カウンセリング、訪問介護、視覚障がい者や聴覚障がい者の支援、傾聴活動など
②	社会教育の推進を図る活動	受動喫煙に関する問題、生涯学習の推進のための活動など
③	まちづくりの推進を図る活動	地域情報の発信、市民参加型イベントの開催、コミュニティガーデンに関する活動など
④	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	市民音楽団、健康増進のための運動の普及、伝統文化の継承、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ指導、各種芸術文化活動の指導、芸術文化振興など
⑤	環境の保全を図る活動	地球温暖化防止の啓発活動、森林・里山などの環境保全活動、干潟の清掃・保全活動、ゴミのリサイクルなど
⑥	災害救援活動	自然災害予防についての啓発活動など
⑦	地域安全活動	地域の防犯のためのパトロール活動など
⑧	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	平和の推進を図る活動、人権について考える活動など
⑨	国際協力の活動	途上国や被災国の支援活動、在住外国人の支援、国際理解の推進など
⑩	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	男女共同参画社会の啓発など
⑪	子どもの健全育成を図る活動	自主保育活動、子育て支援に関する勉強会、ボーイスカウト・ガールスカウト、玩具の修理、本の読み聞かせ、若者の社会参加推進、子どもの自主性・創造性を育む活動、子どもの文化環境の向上、学校での活動支援など

⑫	情報化社会の発展を図る活動	
⑬	科学技術の振興を図る活動	ロボットを題材とした科学技術の振興など
⑭	経済活動の活性化を図る活動	
⑮	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	人材育成のためのセミナーの開催など
⑯	消費者の保護を図る活動	より良い生活・自然・食環境を残していくための活動など
⑰	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	ボランティア・市民活動センター、市民活動団体間の連絡調整・情報共有など

参考資料【市民活動団体の主な分野別事例】

「公務員のためのNPO読本：仙台NPO研究会編、(株)ぎょうせい」から抜粋。

No.	分野	主な事例
①	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	高齢者・障害者への介護サービス、高齢者への給食サービス、聴覚障害者への声のボランティア、点字・手話サークル、自立生活の支援、作業所の支援、障害児保育、福祉マップの作成、命の電話、障害者・高齢者への雇用紹介、母子家庭・寡婦（夫）の自立支援、セルフカウンセリング、救急医療の普及、安全な食べ物の普及などの活動
②	社会教育の推進を図る活動	フリースクール、家族計画の推進、人口問題の解決、生涯学習の推進、ペットのケアなどの活動
③	まちづくりの推進を図る活動	歴史的建築物の保存、地域おこし、地域情報紙の発行、花いっぱい運動、町の清掃活動、建築の安全性審査、公園の管理、地域産業の活性化、地域振興、コミュニティづくりなどの活動
④	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	民間博物館、郷土資料館、おもちゃ博物館、スポーツ大会などの手伝い、伝統文化の振興・継承、美術館の解説ボランティア、地域の少年スポーツチーム、市民音楽団（市民オーケストラ）、合唱団、スポーツ指導、演劇鑑賞会などの活動
⑤	環境の保全を図る活動	野鳥の保護、樹木の観察、ホタル生息地復活、森林保全、水質汚染調査、再生紙利用、過剰包装追放、棚田の保全、環境教育、動物愛護、リサイクル運動の推進、牛乳パックの回収、ポイ捨てをやめる運動、公害防止、古着販売・洋服のリフォーム、古本回収、住環境の維持・保全などの活動
⑥	災害救援活動	地震・津波等自然災害の救援、重油事故等の人的災害の救援、災害被害者への支援、災害の予防などの活動
⑦	地域安全活動	交通安全活動、犯罪の防止活動、犯罪・事故被害者の救助・救援、犯罪を行った者の更生・援助、災害の予防、遺族の精神的サポート、刑務所慰問、犯罪者の社会復帰支援・家族支援などの活動
⑧	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	マイノリティの権利擁護、国際紛争の予防、戦争資料館、差別に反対する活動、人権啓発、子どもの虐待防止、家庭内暴力からの保護、ホームレスの生活支援活動、法律相談などの活動
⑨	国際協力の活動	国際交流、教育支援、食糧援助、在日外国人のための通訳・翻訳サービス、留学生支援、海外の市民活動の情報提供、帰国者の支援、文化交流、教室、日系外国人の帰国者支援などの活動

⑩	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	性差別への反対活動、女性の自立支援、女性の地位向上、女性が働く環境をつくる活動、セクシャルハラスメントを防止する活動、女性の雇用均等を求める活動などの活動
⑪	子どもの健全育成を図る活動	遊び方の伝承、非行防止、ボーイスカウト、ガールスカウト、登校拒否児の親の会、いじめ問題 110 番、地域の子ども会、地域の子育て支援、自立保育、学童保育などの活動
⑫	情報化社会の発展を図る活動	パソコンやインターネットを取り扱う能力の向上のための情報処理教育の推進、ITコーディネーターの育成、ネットワークを利用する医療・福祉分野への普及などの活動
⑬	科学技術の振興を図る活動	環境・医療分野の基礎となる研究や利用促進、バイオテクノロジーに関する研究事業、先端科学技術の情報提供・調査・研究などの活動
⑭	経済活動の活性化を図る活動	商店街の活性化を通じて地域全体の経済活性化の促進、農・工業への応用利用・開発の普及と支援、ベンチャービジネスに関するセミナー開催などの活動
⑮	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	高齢者・専業主婦・失業者・身体障害者などに対して職業能力開発のためパソコン講座の開催、起業をめざす人へのトレーニング・スキルアップ・交流の促進などの活動
⑯	消費者の保護を図る活動	消費者相談、商品の品質・安全などの検査・管理活動、消費者に対して商品に関する情報提供や相談、商品知職の普及を図る事集、自己破産の相談などの活動
⑰	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	サポートセンター、市民活動への助成、民間助成、ボランティアセンター、市民活動に対してインターネット利用を進める団体、市民団体の立法に対するサポート、ミニコミ紙の情報センター、市民バンク、市民活動の映像記録作成、企業・自治体への市民活動の紹介、情報公開制度による市民活動への情報提供サービスなどの活動

資料2 市民参画の方法

①	アンケート調査	<p>アンケート調査は、市民の意見やニーズなどを収集するための重要な方法の一つです。</p> <p>「対象数を自由に設定できる」、「回答者が都合のよい時間に回答できる」などの利点がある反面、回収率の確保や経費がかかるなどの課題もあります。</p>
②	モニター	<p>市民や団体に一定の期間、モニターとして登録してもらい、市政に関して意見等を求める方法です。</p>
③	アイデア募集	<p>さまざまな事項を対象にテーマを決めて、愛称、作文、イラスト、意見などを募集する方法です。</p> <p>行政と異なる柔軟な発想や思いがけないアイデアを発掘することが期待できます。</p>
④	ワークショップ (研究集会)	<p>グループディスカッション、KJ法(カードを使った整理方法)など参加者自らが作業を行う方法で、具体的な施設づくりや計画・設計案づくりの段階での導入に適しています。</p> <p>ファシリテーター(引き出し役・先導役)が、作業環境を整え参加者の自発的参加を促すことで運営します。</p>
⑤	シンポジウム・フォーラム	<p>多くの参加者が公開の場で意見の述べ議論に参加する方法です。</p> <p>シンポジウムとは、テーマを設け数人のパネリストが議論する討論会で、フォーラムとは、公開の討論会・座談会のことです。</p>
⑥	公聴会・説明会	<p>公聴会とは、一堂に会して広く関係者から意見を求めることで、法律等で義務付けられた意見聴取の場を指します。</p> <p>説明会とは、特定の対象者に対して行政が施策の考え方等を説明するために行うもので、参加者から意見の聴取や質疑応答を行います。</p>
⑦	審議会・委員会等(公募)	<p>従前の審議会等の委員は、専門的な知識・経験を有する者、利害関係者、行政職員が中心でしたが、公募制を導入することで、より多様化する市民の意見やニーズを市政に反映することができます。</p> <p>市では、市民参加の機会を拡大するため、公募制が適当と認められる審議会等については、積極的に導入を図るものとしています。(習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針)</p>

⑧	パブリックコメント手続	<p>市が基本的な政策等を決定する過程において、事前にその内容を公表し広く意見を求め、提出された意見等を参考に政策等を決定するとともに、提出された意見に対する考え方を公表する手続です。</p> <p>市では、平成 17 年 6 月からパブリックコメント手続を本格実施しています。</p>
---	-------------	---

上記の市民参画の方法以外に習志野市では次のような取り組みが行われています。

①	まちづくり会議	<p>市民と行政が一体となって地域の問題を考え、解決策を討議・実践し、市民との交流を通じ市民の声を行政施策に反映させ、市民と行政の相互理解を深めることを目的とし、各コミュニティに設置されています。</p>
②	市長メール・市長への手紙 キャッチボールメール	<p>市政や市民サービスに関することなどについて、市民の皆さんから直接意見や要望を提出いただき、内容を市政に反映するため実施しています。</p>
③	まちづくり出前講座	<p>開かれた市役所を実現するため、行政情報を積極的に提供することを目的として市職員が各種団体の講座や勉強会等に出向き、市政に関する講演などを行います。</p>

市議会と市民参画との関係

市民は、自らが選んだ首長や議員を通じて、間接的に行政に参加します。

間接民主制を主とする地方自治体において、議会と直接民主的な方法である市民参画との関係がどのように位置付けられるのか、その留意点等をここで整理します。

はじめに、市民が直接、自らの意思を実現するため、法律に規定された市民の権利として、次に掲げるものがあります。

① 直接請求

条例の制定・廃止・改正の請求

② 住民投票

議会の解散請求、議員の解職請求、首長の解職請求

③ 監査請求

事務の監査請求、住民監査請求

④ 公聴会

これらの権利は、それぞれが特定の事項や範囲を対象としています。

一方、ワークショップやパブリックコメント手続など市民参画の方法は、法律に基づく権利とは異なる方法で市民が行政に参画することができるものです。

この市民参画の方法は、市が政策等の形成過程で、直接、幅広く市民の意見を聴くものですが、必ずしも市民全体の総意とは限りません。しかし、議会との関わりに注目すると、市民参画の方法により市民からの意見を得ることで、議会での審議の方向性や論点が明確になるなどの効果があります。

市民の代表である市議会は、市民参画の方法により作成された条例案など重要な政策等の議案について審議し、最終的に採決により決議することとなります。

資料3 習志野市市民協働基本方針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民との協働によるまちづくりを推進するにあたり、市民協働のあり方や方向性を示す指針等を策定するため、習志野市市民協働基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民協働のあり方や方向性を示す基本方針の作成に関する事
- (2) その他市長が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市民協働インフォメーションルームの登録団体
 - (4) 市職員
 - (5) その他、市長が必要と認めたもの
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から前条各号に掲げる事項が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を総理し、副委員長は委員長を補佐する。
- 3 委員長不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、公開を原則とする。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民協働推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

資料4 習志野市市民協働基本方針策定委員会名簿

五十音順

氏名	選考
(いしづや のりこ) 石津谷 法子	市民活動団体
(いのうえ まさこ) 井上 正子	市民公募
(えざわ やすお) 江澤 康雄	市民公募
(おぎの みゆき) 荻野 みゆき	市民活動団体
(かまた もとひろ) 鎌田 元弘	学識経験者
(こしかわ しげお) 越川 茂雄	学識経験者
(すぎやま けいこ) 杉山 啓子	その他市長が 必要と認めたもの
(そめや あきこ) 染谷 昭子	市職員
(まつもと さかえ) 松本 栄	市職員
(やまだ ひろし) 山田 宏	その他市長が 必要と認めたもの

資料5 習志野市市民協働事業調査報告

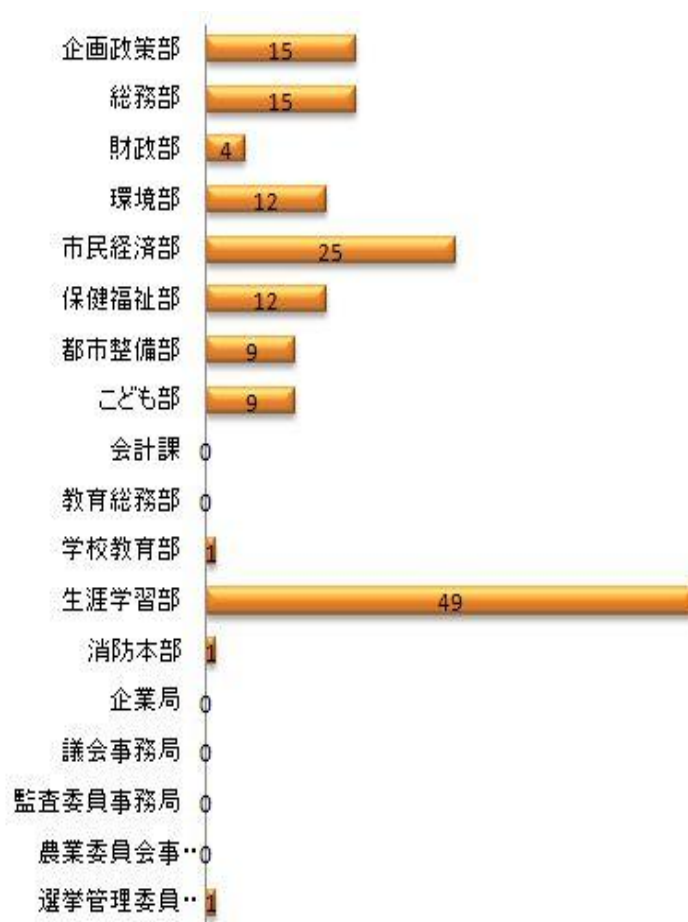
この調査は平成20年5月に習志野市で既に協働で行なっている事業を各部局から抽出し、協働を推進する基礎資料とするため実施しました。

(1) 部別協働事業数

各部における協働事業として挙げられた総数は153件であった。内容について見ると公民館など市民と多く接点を多く持つ生涯学習部が49件と全体の30%以上を占めている。また、市民団体のほか、産学官連携などの形で様々な事業を行なっている市民経済部が25件で続いている。その他、事業を持っている市長部局ではそれぞれ事業数に比例した形で協働による事業を行なっており、広く協働による事業が浸透していることがうかがえる。一方、事業を持たない部や行政委員会などは該当事業が無かった。

表1 一部別協働事業数

部	事業数	比率
企画政策部	15	9.8%
総務部	15	9.8%
財政部	4	2.6%
環境部	12	7.8%
市民経済部	25	16.3%
保健福祉部	12	7.8%
都市整備部	9	5.9%
こども部	9	5.9%
会計課	0	0.0%
教育総務部	0	0.0%
学校教育部	1	0.7%
生涯学習部	49	32.0%
消防本部	1	0.7%
企業局	0	0.0%
議会事務局	0	0.0%
監査委員事務局	0	0.0%
農業委員会事務局	0	0.0%
選挙管理委員会事務局	1	0.7%
計	153	



(2) 協働の形態

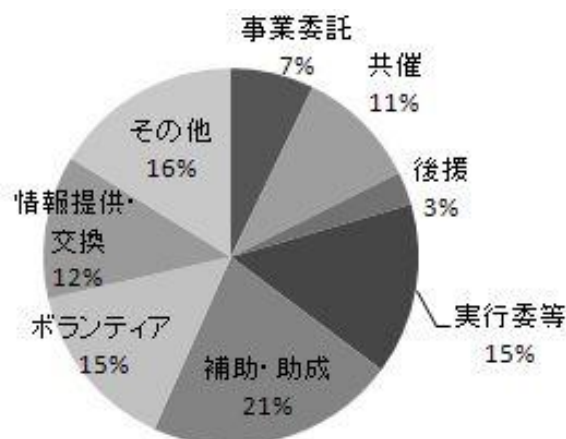
協働の形態としては、市民や団体への金銭的な支援である「補助・助成」が最も多く、45件、約21%を占めている。以下、市民が携わる実行委員会形式や、ボランティアとして市民が参画する事業などもそれぞれ31件となっている。また、本調査項目から事業の企画・

立案段階から実施までの様々な段階で市民や市民団体が深く関わっている状況がうかがえる。このことから、協働は新しいものではなく、既に市の事業実施において実践されているものといえる。

なお、平成18年9月に市民活動インフォメーションルーム（当時）及び男女共同参画センターに登録している市民活動団体へ行った調査においても、「市からの支援として必要なもの」として、回答した団体の40%以上が「活動に対する資金援助（補助金）」を挙げており、補助金・助成金のニーズは高い数値を示している。

表2－協働の形態

協働の形態	事業数	比率
事業委託	15	7.1%
共催	22	10.5%
後援	6	2.9%
実行委等	31	14.8%
補助・助成	45	21.4%
ボランティア	31	14.8%
情報提供・交換	26	12.4%
その他	34	16.2%



(3) 事業を協働で実施したことによる効果

事業を協働で実施したことによる効果を「有」と回答した事業が全体の97.4%を占めており、「その他」、「無回答」となっている事業は、今後実施する事業や協働による効果測定が難しいものが含まれており、概ねどの事業においても協働で実施したことによって何かしらの効果があったといえる。

具体的な効果としては、市民や団体が企画段階や実施段階において関わることにより、「行政だけでは実施できなかった事業が可能になった」、「事業内容に市民の視点が反映できた」、「事業に対する意識・理解が深まった」などが挙げられている。

表3－事業を協働で実施したことによる効果

効果	回答数	比率
有	149	97.4%
無	0	0.0%
その他	2	1.3%
無回答	2	1.3%

(4) 更なる協働の余地

さらに協働を推進する余地があると回答のあった事業は116事業にのぼり、全体の約75%を占める。このことから、事業担当課としても、今後協働をさらに推進しようとする意向

があることがうかがえる。

一方、「無」と回答した事業については、補助金の交付など、金銭的な支援を行なっているのみの事業や、既に協働体制が整っている事業がある。

なお、今回の調査では、協働の余地について、既に協働を実施している事業の調査であったが、協働を実施していない事業についても担当課が今後どのような形で協働を推進していこうと考えているのか、その意向を把握する必要がある。

表4－更なる協働の余地

協働の余地	回答数	比率
有	116	75.8%
無	19	12.4%
その他	5	3.3%
無回答	13	8.5%

(5)市民参画の手法

市民参画の手法では、「その他」が約68%を占めた。これは協働事業が必ずしも表5に挙げられるような市民参画の手法を用いたものではないということである。市民や市民活動団体の事業への関わり方は多種多様であり、市民参画は協働の手段の一つではあるが、これらが該当しない事業も多い。特定の団体と密接に連携を取りながら行う事業や、補助金を交付するのみの事業などもあり、市民参画と協働の考え方について今後どう整理していくのか、検討する必要がある。

表5－市民参画の手法

手法	回答数	比率
アンケート	14	8.2%
モニター、推進員	7	4.1%
ワークショップ	12	7.1%
審議会・委員会の公募	14	8.2%
パブリックコメント	7	4.1%
その他	116	68.2%